

# ○沖縄県立看護大学学位規程

(平成12年7月19日)

(趣旨)

**第1条** この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号）第41条第2項の規定に基づき、沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士（看護学）とする。

(学位授与の要件)

**第3条** 学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

**第4条** 学長は、前条に規定する者に対しては、所定の学位記を交付して学位を授与する。

(学位の名称)

**第5条** 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「沖縄県立看護大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消)

**第6条** 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会における前項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位記の様式)

**第7条** 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

別記様式

卒業証書・学位記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

本学看護学部看護学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（看護学）の学位を授与する

平成 年 月 日

大学印

沖縄県立看護大学長 氏 名 印

第 号

（縦書とする）